

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和5年2月9日他				
表題と発行部数	中野雅史県政報告 19000部				
対象者	大和郡山市内部				
配布方法	郵便等				
発行目的	県政報告を行い意見要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95%その理由 (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	製作、編集 印刷代	(株) 大和政 経通信社	290,550	19,000部	152
	宛名シール 貼付け作業 代、宛名シ ール印刷代	(株) コシノ	196,006		169
	郵便代	日本郵便	1,603,710	17,819部	170
※ 95 %充当 合計 2,090,266×95% = 1,985,751 円					
備考	添付資料：				

注 発行した広報紙を添付してください。



郵便区内特別

経済活性化や防災拠点事業など 県の考えただす

県議会議員の中野雅史は、自由民主党県議団の代表として9月定例会に登壇し、県が磯城郡3町で取り組む「大和平野中央田園都市構想」や、五條市の大規模広域防災拠点事業の整備など、それら近隣に位置する大和郡山市にも影響のある事業について、県の考え方をただしました。また、同市宮堂町の「まほろば健康パーク」については、令和9年の供用開始を目指し整備を進めています。それら内容について、ご報告いたします。

雇用の場の創出や県内経済活性化に大きく寄与するプロジェクト

大和平野中央田園都市構想

大和郡山市の近隣に位置する川西、三宅、田原本の磯城郡3町をはじめとする大和平野中央部で県が取り組む「大和平野中央田園都市構想」は、多様な雇用の場の創出や県内経済活性化に大きく寄与するプロジェクトです。

構想の検討と並行して、県と磯城郡3町がまちづくりのテーマと対象地区に関する協定を締結し、拠点整備にも取り組んでいます。さらに、科学的、論理的思考に習熟し、企業の現場で課題を解決することができるソリューション能力を備えた、将来の地域社会を支える人材育成を目指す「県立大学工学系新学部の設置構想」が進められて

います。

この大学に期待される役割は、教育機関として工学系の知識や技能を持った人材を育成し、産業界に供給することだけではありません。高度な研究力を備えた研究機関として、県内産業界の技術革新を伴走型で支援し、地域の産業競争力の強化を図ること。優秀な人材が奈良県に残り、活躍したいと思えるような魅力ある雇用の場や、起業のチャンスの創出にまでつなげることが重要になります。

一日も早い設置の実現を目指す上で必要な構想の中心となるリーダー人材の確保も求められる同構想について荒井知事に質問しました。

荒井知事は「県内の既存施設などをキャンパスとして、早ければ令和8年度に学院を先行設置したい。その後、三宅町におけるスタートアップビルの完成に合わせて学部併設を目指します。県全体の発展に資する工学系新大学の設置に向け、引き続き有識者や県内産業界などとの議論を重ねながら、着実に取り組んでいきます」と答弁。

大学院の設置にあたり、優秀な教員・研究者の確保については▼成果に応じたイセンティブ付与などの新たな給与報酬▼広い年代の優秀な人材が教員・研究者として活躍できる環境構築など、新たな仕組みづくりを目指す考えを述べました。

**子供は国の宝 お年寄りは国の財産
まちづくり、国づくり、それは人づくりです。**

奈良県議会議員 中野 まさふみ

中野まさふみ事務所

〒639-1027 大和郡山市池之内町461-3

TEL 0743-54-3300 FAX 0743-54-3305

info@nakano-m.com

この県議会活動報告の紙面は、これまでに中野雅史に対して県政のご意見・ご要望をいただいたり、ご紹介いただくななど、ご縁を頂戴した方々にお送りさせていただいています。宛名、住所のご変更などございましたら、まことにお手数ですが、当事務所までご連絡いただけますと幸いです。

公園機能を充実・強化、新たな地域のにぎわい拠点に

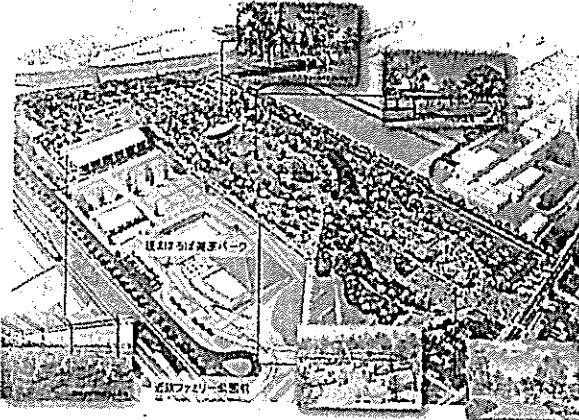
まほろば健康パークの整備

複数のプールやトレーニングジムをはじめ、テニスコート、軟式野球場の設備を備える「まほろば健康パーク」は、県内のPFI事業（民間の資金や経営能力を活用した施設運営）として、県内外から多くの利用者が訪れ、夏にはプールを、秋から冬にかけては自然に親しむといったように、季節に合わせた姿を見せています。

今では公園といえどもさまざまな禁止事項があり、子どもたちも、広場があるだけでは思い切り遊べる状況ではありません。そのような状況の中で県は、まほろば健康パークの公園機能を充実・強化し、新たな地域のにぎわい拠点として整備を行います。

子どもの発達段階に応じた遊びや運動が楽しめる施設をはじめ、全世代の人たちが楽しく過ごせる公園になります。子どもから大人、高齢者や障害のある、なしにかかわらず、全ての人が一緒に遊ぶことができる公園として整備されます。

この県営公園初の本格的な子どもの公園整備について、荒井知事は「まほろば健康パーク」と同様に、PFIの手法で整備・運営を行うと述べています。公園はメイン大通りや管理棟、駐車場などの「エントランスエリア」と、子どもの発達段階に応じた3つの



イメージパース

ゾーンが整備される「遊び・スポーツのエリア」の2つで構成します。3月に公募を開始し12月には事業契約を締結の上、整備に着手。令和9年の供用開始を目指しています。

南海トラフ地震などの大規模災害に対応し、県民の安全性を高める 五條市の大規模広域防災拠点事業整備

県は、全国各地で発生している大雨による災害や、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震などの大規模災害に対応し、県民の安全性を高めるため五條市に大規模広域防災拠点事業の整備を進めています。昨年10月には整備予定地のプレディアゴルフ場（同市阪合部新田町）で事業開始式＝写真＝を行いました。

同拠点整備は、I期、II期、III期と段階的に進められます。III期整備完了後は2000㍍級の滑走路を備え、大型輸送機による多数の人員や物資の受け入れが可能になります。また、紀伊半島を広くカバーする大規模な広域防災拠点として、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する国の計画に位置付けられました。この拠点整備について今度どのように進めていくのか、県の考えをただしました。

荒井知事は「整備の途中においても利活用できるように、運用の段階を、現状、I期、II期途中、II期、III期の5段階に分けることとし、各段階に応じた災害時と平常時の利活用を図っていきます」と説明。

現状のゴルフ場のままでも災害発生時にはヘリの離着陸やベースキャンプ地などの防災機能を發揮。関係機関と連携して、その具

体化に取り組んでいくと考えを述べました。

変化する時代を生きるための学校教育 「学ぶ力」「生きる力」の育みへの取り組み

人工知能の普及やインターネットの生活への浸透といった科学技術の発展により、世の中は、今後さらに加速度的に変化していくことが予想されます。そんな時代を生きる児童生徒には、学校教育において、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力をバランスよく育むことが大切だと考えます。

しかし、昨年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」では、県内児童生徒の国語、算数、数学、理科の平均正答率は全国平均より

やや低い結果。また、児童生徒への質問結果からは、チャレンジ精神や、学習に取り組む度に関する項目などで、全国と比較して、取り組みが見られる結果となっています。

令和6年度までの教育の指針として策した「第2期奈良県教育振興大綱」では、良県教育が目指す方向性を「学ぶ力」「生きる力」の育むと定めています。物事を知り、解することに加え、自ら考え探求する「学力」や、自尊心や利他心、健やかな身体コミュニケーション力を基盤とした「生きる力を育むことは、本県教育が抱える課題を決する上で大変重要なことです。

今後、「学ぶ力」「生きる力」を育むためどのように取り組んでいくのか、県教育委員会の考えをただしました。

吉田育弘教育長は、「子どもにできるだけの結果だけを求める授業では効果がないと思っています。質の高い課題を自ら考え、グループで話し合いながら解決に迫っていく、子ども主体の業の実施が望まれています」と答弁しました。

大和郡山市教育委員会で読解力向上プロジェクト推進委員会を立ち上げ、教材づくり取り組み、県教育委員会がオブザーバーとして参加。また、県南部・東部地域での読解の向上を目指した取り組みを推進していく考えを示しました。

その他にも、以下についての質問をいたしました。

- 国民・全国障害者スポーツ大会開催に向け、県内スポーツ施設の整備について
- 保育所、幼稚園などにおける通園バスの安全管理対策について
- 県中小企業会館および奈良商工会議所会館の活用検討について
- ガストロノミーツーリズム世界フォーラム開催の準備状況と知事の意気込み
- 奈良県警察本部長着任にあたっての所信



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和4年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	令和4年4月～令和4年9月分	1.
	"	30,000円	令和4年10月～令和5年3月分	102
合計 60,000円		充当額 60,000円 × 75.0% = 45,000円		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

第1条 名 称	この会は新生奈良研究会という。
第2条 目 的	未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
第3条 事 業	本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、隨時、研修視察会も行う。
第4条 広 報	この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
第5条 会 員	会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
第6条 入退会	入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
第7条 会 費	年会費は6万円とする。但し研修視察会などの特別な経費は別途徴収する。
第8条 会計年度	会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
第9条 規則改定	規則の変更は諸般の事情を考え、隨時、必要とあれば行う。
第10条 事務局	本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

【新生奈良研究会について】(平成 29 年 10 月 17 日)

新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換していく組織である「新生奈良研究会」を平成 4 年、奈良日日新聞創刊 95 周年記念事業として発足。

平成 17 年度に諸般の事情で一時休会したもの、19 年 10 月に再開。講師に県内外の各界専門家、有識者らを招いて研修、意見交流会を行い、会員の研究、研鑽を活発に活動している。

現在は県各界のトップリーダーら約 140 人で構成。年 4 回、多い時は 5 回の講演会を開催、そのうち 3 回は講演終了後に講師と会員、さらに会員同士で意見や情報を交換する意見交流会を行っている。

また、年 2 回の視察研修会を実施。現地に足を運び実際に見聞し、現地の方と相互交流するなど研鑽に努めている。

19 年 10 月 26 日	再開記念総会講演会	古賀誠・自民党選挙対策委員長
20 年 2 月 6 日	新春例会講演会	宇陀英次・セールスフォース・ドットコム社長
5 月 13 日	5 月例会講演会	千田稔・奈良県立図書館長
8 月 5 日	8 月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10 月 2 日	新年度総会講演会	樋口武男・大和ハウス会長
21 年 2 月 7 日	新春例会講演会	小池百合子・衆院議員
5 月 22 日	5 月例会講演会	網谷幸二・洋画家
8 月 6 日	8 月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10 月 30 日	新年度総会講演会	谷村新司・音楽家
22 年 2 月 3 日	新春例会講演会	森本達幸・奈良県立郡山高校野球部名誉監督
5 月 27 日	5 月例会講演会	山本健治・コメンテーター
9 月 9 日	9 月例会講演会	奥田喜則・奈良県副知事
12 月 1 日	新年度総会講演会	中井正嗣・千房社長
23 年 2 月 3 日	新春例会講演会	魚谷雅彦・日本コカ・コーラ会長
5 月 18 日	5 月例会講演会	北岡伸一・東京大学大学院法学政治学研究科教授
8 月 4 日	夏季例会講演会	武末文男・奈良県医療政策部長
11 月 2 日	新年度総会講演会	野村忠宏・柔道家
24 年 2 月 23 日	新春例会講演会	樋口泰行・日本マイクロソフト社長
6 月 6 日	6 月例会講演会	立原啓裕・大阪芸術大学客員教授
8 月 22 日	8 月例会講演会	前田努・奈良県総務部長
11 月 8 日	新年度総会講演会	駒田徳広・元プロ野球選手
11 月 28 日	秋季研修会	月山日本刀鍛錬道場

- 25年2月6日 新春例会講演会 山口昌弘・近畿日本鉄道会長
「奈良と近鉄～地域とともに、歴史文化とともに～」
- 4月16日 春季研修会 大和ハウス工業総合研究所
- 6月19日 6月例会講演会 越智直正・タビオ会長
「夢・理想・志」
- 9月10日 9月例会講演会 荒井正吾奈良県知事
「エビデンスで奈良を元気にしよう」
- 11月13日 新年度総会講演会 金本知憲・プロ野球解説者
「人生賭けて～苦しみの後には必ず成長があった～」
- 12月20日 特別研修講演会 吉川元偉・国際連合日本政府代表部特命全権大使
「国連と日本」
- 26年1月21日 新春研修会 観光特急「しまかぜ」乗車・伊勢神宮参拝
- 2月21日 新春例会講演会 山中光茂・松坂市長
「市民が『役割と責任』をもつまちづくり」
- 5月13日 5月例会講演会 萩原・あべのハルカス美術館名誉会長
「美術館が街づくり～文化が人をつくり、街を変える～」
- 7月23日 夏季視察研修会 陸上自衛隊大久保駐屯地視察研修
- 9月2日 9月例会講演会 福井義尚・奈良県観光局長
「多くの観光客で賑わう2020年の奈良をめざして」
- 11月12日 新年度総会講演会 野中広務・元自民党幹事長
「昭和世代からの遺言」
- 27年2月6日 新春例会講演会 国定浩一・経済評論家
「これから日本の日本経済」
- 5月19日 春季研修会 歴史と浪漫が併む街「五條市」視察研修会
「藤岡家住宅」「市立五條文化博物館」「五條新町」
- 6月8日 6月例会講演会 山本梁介・スーパーホテル会長
「スーパーホテルの『仕組み経営』」
- 8月18日 8月教育研修会 木村泰子・前大阪市立大空小学校校長
堀智晴・インクルーシブ共生研究所長
「教育のあり方を語る～インクルーシブな社会を担う子どもたちに～」
- 9月2日 9月例会講演会 渡邊顕一郎・奈良県医療政策部長
「奈良県の医療提供体制について～地域医療構想の策定に向けて～」
- 11月13日 新年度総会講演会 村田諒太・プロボクサー
「改善主義～プロボクサーとして目指すもの～」

- 28年2月2日 新春例会講演会 辻本薫三・カブコン会長
「世界最高の製品づくりへの創意工夫と数値経営」
- 6月6日 6月例会講演会 小嶋淳司・がんこフードサービス会長
「『がんこ』の起業と経営から」
- 7月25日 7月教育研修会 堀真一郎・きのくに子どもの学園理事長
「教育改革は体験学習から～きのくに子どもの村学園の挑戦～」
- 9月13日 9月例会講演会 土井敏多・奈良県健康福祉部長
「くらしやすい奈良をつくる～健康長寿・福祉の取り組み」
- 10月14日 新年度総会講演会 森章・森トラスト会長
「森トラストグループの経営戦略と地方におけるまちづくりのあり方」
- 11月18日～19日 陸前高田市視察研修会
「東日本大震災から5年、震災の記憶を次世代につなぐ」
- 11月21日 11月例会講演会 藤沢久美・シンクタンク・ソフィアバンク代表
「官民協働」が、イノベーションの鍵を握る」
- 29年3月28日 新春例会講演会 塩崎祥平・映画監督
「映画製作の意味と可能性」
- 6月13日 「ソーラーシェアリング先駆事業者」視察研修会
「再生可能エネルギーで農業を再生」
- 6月26日 6月例会講演会 高市早苗・総務大臣
「くらしの中の総務省」
- 9月25日 新年度総会講演会 三浦大輔・横浜D e NAスペシャルアドバイザー
「逆境での闘い方～折れない心をつくるために」
- 10月6日 10月例会講演会 荒井正吾・奈良県知事
「なら新都づくりの夢を語る」

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和4年4月1日他			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等	◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など ◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	8,384円	令和4年4月・5月	2
	年会費	41,666円	令和4年6月～令和5年3月	61
合計 50,000円 50,000円×66% = 33,000円 充當				
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJ Aならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、眞の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員の選出と任務)

第7条 役員の選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であつて、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

-- (経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに關係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成 7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月 1日	一部改正
平成23年7月 5日	一部改正
平成24年7月 3日	一部改正
平成28年7月 6日	一部改正

第11号様式の10(第5条関係)

政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和4年5月2日他		
年会費名	奈良政策研究会・会費(年会費)		
相手方	奈良政策研究会		
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為		
按分率の説明	按分率 66,6% (懇談会の費用を除いて充当)		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催に講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など 県政に関する情報収集等に役立てた</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	月 5,220 円	引落手数料 220 円 含む
			16,30,43, 57,72,86
		月 5,220 円	引落手数料 220 円 含む
			104.118, 134.150 165.178
※66,6%充当 3,476 円 (月 5,220 円 × 66,6%) × 12 ヶ月 = 41,712 円 充当			
備考	添付資料:会規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町
10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をおして、安全、安心な
地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席
を認める。ただし、総会での議決権は認めない。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 政策委員長 | 5名 |
| (2) 副会長 | 3名 | (5) 会計 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 | (6) 会計監査 | 2名 |

2 1の役員以外に顧問、参与、相談役を置くことができる。

3 役員は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び役員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は会員の新規加入、役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要な事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととし、具体的な作業は事務局が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口=月額5千円）及び賛助会費（月額1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和4年4月14日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 年4回開催</p> <p>◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	講演会、研修会、会報誌	5
合計 30,000円				
備考	添付資料：会規約、会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議會議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を隨時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の11(第5条関係)

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 所有者) <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方 :)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方 :)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方 : 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和4年4月14日他			
表題	県政報告ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由（地域活動の記事・政党へのリンクなど）			
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	ドメイン・サーバー利用料	(有)ピュアナット	25,740円	7,800×1.1 ×3ヶ月分
	"	"	25,740円	7,800×1.1 ×3ヶ月分
			25,740円	7,800×1.1 ×3ヶ月分
			25,740円	7,800×1.1 ×3ヶ月分
※ 50 %充当 合計 $102,960 \times 50\% = 51,480$ 円				
備考	ホームページアドレス： http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ保守業務委託契約書



ホームページ保守業務委託契約書

中野まさみ事務所(以下「甲」という)と有限会社ピュアネット(以下「乙」という)は、業務委託契約(以下「本契約」という)を次のとおり締結する。

第1条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全(バックアップ・リストア)のための作業。
 - (3) ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
 - (4) 甲の依頼に応じて、月当たりA4に換算して1頁以内のホームページ更新作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をう。

第2条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金7,800円(税別)を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第3条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成26年4月1日から平成年27月3日31日までとする。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに12ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第4条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第6条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成26年3月20日

甲 奈良市立田町461-3
野々井

乙 奈良市立田町2-4-10
有限会社ピュアネット
取締役 藤本恵理子